

令和7年9月4日招集

令和7年第7回琴浦町議会定例会

【諸般の報告】

報告第17号 専決処分について〔琴浦町特別医療費助成条例の一部改正について〕

報告第18号 専決処分について〔財産の取得について（新ふなのえこども園・成美地区
公民館厨房機器）〕

報告第19号 健全化判断比率について

報告第20号 資金不足比率について

報告第17号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 琴浦町特別医療費助成条例の一部改正について

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

琴浦町特別医療費助成条例の一部改正について

令和 7 年 8 月 2 7 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年琴浦町条例第29号

琴浦町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

琴浦町特別医療費助成条例(平成16年琴浦町条例第111号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第25項に規定する自立支援医療(以下「自立支援医療」という。)の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。))を除く。)にあっては、医療費の全額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第24項に規定する自立支援医療(以下「自立支援医療」という。)の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。))を除く。)にあっては、医療費の全額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

報告第18号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 財産の取得について

〔新ふなのえこども園・成美地区公民館厨房機器〕

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

財産の取得について

〔新ふなのえこども園・成美地区公民館厨房機器〕

令和 7 年 8 月 2 8 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年6月13日付の当初契約で議決を得た、新ふなのえこども園・成美地区公民館厨房機器について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

○第1回変更契約後

取得財産名：厨房機器

納品場所：琴浦町大字出上131番地1

納期限：令和7年9月30日

購入金額：15,127,200円

契約の方法：指名競争入札

契約者：【住所】鳥取県鳥取市湖山町5丁目374-7

MIYAビル103号室

【氏名】株式会社マルゼン 鳥取営業所

変更後		変更前	
3	納期限 <u>令和7年9月30日</u>	3	納期限 <u>令和7年8月29日</u>
4	購入金額 <u>一金 15,127,200円</u>	4	購入金額 <u>一金 14,885,200円</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

【変更の主な理由】

受注生産品である電気回転釜の製造・納品が納入期限に間に合わなかったため納期限の延長を行ったもの及び、納期限を延長したことにより設置に伴う追加費用が必要となったもの。

報告第19号

健全化判断比率について

令和6年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付して、議会に報告する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

実質赤字比率	－%
連結実質赤字比率	－%
実質公債費比率	11.6%
将来負担比率	36.3%

報告第20号

資金不足比率について

令和6年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して、議会に報告する。

令和7年9月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

(公営企業会計名)	(資金不足比率)
水道事業会計	— %
下水道事業会計	— %
船上山発電所管理特別会計	— %